

高齢者虐待の防止について

	養介護施設従事者等によるもの		養護者によるもの	
	虐待判断件数	相談・通報件数	虐待判断件数	相談・通報件数
令和2年度	595件	2,097件	17,281件	35,774件
令和元年度	644件	2,267件	16,928件	34,057件
増減 (増減率)	-49件 (-7.6%)	-170件 (-7.5%)	353件 (2.1%)	1,717件 (5.0%)

※令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果
(厚生労働省)

虐待の区分

	養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の報知など、養護を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

高齢者虐待に関する通報義務

【高齢者虐待防止法】

(高齢者虐待の早期発見等)

第5条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第21条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4・5 (略)

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から第3項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

身体拘束について

身体拘束とは個人の行動を制限するすべての行為

介護保険指定基準の身体拘束禁止規定の対象となる行為は、「サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない」とされています。

身体拘束禁止対象となる具体的な行為 11項目だけが身体拘束ではありません

身体拘束を「身体拘束禁止対象となる具体的な行為」として11項目に限定して捉えられがちですが、この11項目の行為はあくまでも例にすぎません。

例えば、ベッド柵の代わりに家具類などで囲む、車いすを動かさないようにひも等で柱に縛る、言葉で強く制止する、ミトン型介護手袋の代わりに靴下やペットボトルを手にはめる等々、手段を問わず、その人の行動を制限する行為はすべて身体拘束にあたります。

『身体拘束ゼロの手引き』による身体拘束禁止の対象となる具体的な行為の例

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

●障害者虐待防止法（2012年施行）では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待とされています。

「緊急やむを得ない場合」とはどのような状態を指すのか

身体拘束禁止規定における「緊急やむを得ない場合」とは「一時的に発生する突発事態」のみに限定されます。

そして、安易に「緊急やむを得ない場合」のこととして身体拘束が行われないように、三つの要件のクリアと、かつそれらの要件の確認などが極めて慎重に実施されているケースに限られます。

①三つの要件を満たすケースは極めて少ない

緊急やむを得ない場合、次の三つの要件のすべてに該当することが必要です。そのうえで「身体拘束禁止委員会」等のチームで検討、確認、記録をしておくこと、また、事故の検証も行う必要があります。

要件1 切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

【この判断を行う前に確認すべきこと】

身体拘束による本人の日常生活等に与える悪影響を考えても、なお身体拘束が必要となる程度まで、本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いか。

要件2 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

【この判断を行う前に確認すべきこと】

いかなるときでも、身体拘束を行わず介護するすべての方法の可能性を検討し、本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手段が存在しないことを複数のスタッフで確認したか。

また、拘束の方法自体も、本人の状態像に応じた最も制限の少ない方法がとれるか。

要件3 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

【この判断を行う前に確認すべきこと】

本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定したか。

介護の現場では三つの要件を満たすケースは極めて例外です。

②さらに慎重な手続きが必要です

判断は担当スタッフだけでは行わない

施設全体としての判断が行われるように、「身体拘束禁止委員会」等であらかじめルールや手続きを定め、具体的な事例についても関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する態勢が原則です。

本人や家族に対して詳細な説明を行います

身体拘束の内容、目的、拘束時間、時間帯、期間等を詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めます。その際には、施設長や医師、その他現場の責任者から説明を行うなどの手続きを事前に明文化しておきます。

仮に事前に身体拘束についての施設としての考え方を本人や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に拘束を行う時点で必ず説明を行います。

◎家族への説明の確認は同意ではありません。また、家族の同意は身体拘束を認める根拠にはなりません。

緊急やむを得ず拘束をしても「緊急やむを得ない場合」に該当するか常に観察する

常に観察し、再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は直ちに解除します。その場合は一時的に解除して状態を観察するようにします。

③記録をとることは義務づけられています

○緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければなりません。

○「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに、その記録を加え、その情報を開示し、ケアスタッフ間、施設全体、家族等関係者の間で最新の情報を共有します。

○記録は施設において保存し、行政担当部局の指導監査の際に提示できるようにしておきます。

○重要なことは、今後どのようなケアをすることによって改善するか、きちんと記入することです。

○また、家族の意見も聞いて記録しておくことも必要です。

<引用元>

『ケアに関わるすべての人へ 身体拘束禁止の取り組みのために』

(4・5ページ、8～10ページ)

企画・編集・発行 特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク